

各位

東京都新宿区西新宿 8 - 15 - 1
株式会社 武富士
代表取締役社長 吉田 純一
(コード番号：8564 東証第1部)
問合せ先
取締役兼執行役員 広報宣伝部長 板井 健太郎
TEL：03-3365-8030
FAX：03-3365-8072

会社更生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、平成22年9月28日開催の取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所にその申立てを行いました。同申立ては、同日受理され、直ちに、同裁判所より保全管理命令、強制執行にかかる包括的禁止命令、保全処分命令及び調査命令が発令されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件申立てによって、お客様、債権者様、株主様、お取引先様をはじめ、これまでご支援とご協力を頂きました関係各位に多大なるご迷惑をお掛けする事態となりましたことにつき、誠に申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。

今後は、東京地方裁判所の監督の下、調査委員須藤英章弁護士による調査に協力しながら、保全管理人小畑英一弁護士を中心に全社一丸となって再建に尽力して参る所存ですので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 申立ての理由

当社は、昭和43年6月に有限会社武富士商事として設立され、昭和49年11月に株式会社武富士商事へ組織変更、同年12月には株式会社武富士へと社名変更を行いました。

当社は、創業以来、個人消費者に対する融資を主たる事業として業績を拡大し、平成8年8月に株式の店頭公開、平成10年12月に東京証券取引所市場第一部に株式を上場、平成12年3月にはロンドン証券取引所にも株式上場を行いました。株式上場後も、積極的な新規採用及び店舗展開による融資残高の増加に注力した結果、平成13年3月期には、連結営業収益402,104百万円、連結当期純利益127,266百万円を計上するなど、順調に業績を伸ばして参りました。

しかしながら、いわゆる過払金返還請求が徐々に増加して当社のキャッシュフローに悪影響を及ぼすとともに、当社を含む貸金業者に対する金融機関の融資姿勢も徐々に厳しくなり、異業態からの新規参入による競争の激化等もあり、営業収入の源泉である営業貸付金も平成14年3月期をピークに徐々に減少いたしました。また、平成18年1月の貸金業法第43条のみなし弁済の要件に関する最高裁判決を契機とする過払金返還請求の急激な増加、及びこれに伴う利息返還損失

引当金の大幅な積増し、さらには、営業貸付金の減少に伴う営業収入自体の減少等により、当社の財務内容は急激に悪化しました。特に、平成 19 年 3 月期及び同 21 年 3 月期には、多額の利息返還損失引当金を繰り入れたことなどにより、それぞれ、481,274 百万円、256,137 百万円もの連結当期純損失を計上する結果となりました。

当社は、事業環境の急激な悪化に対応するため、改正貸金業法の完全施行に先立って厳格な与信基準を導入して新規の貸付の抑制を行うとともに、二度にわたる大規模な店舗統廃合等のリストラ策を推進し、さらには、既存債権や所有不動産を売却するなどして手元資金の確保に努めて参りました。しかし、営業貸付金の減少に伴う利息収入の減少、貸金業界を取り巻く事業環境の悪化による新たな資金調達手段の制約、過払金返還による資金流出の高止まりなどの事情により、当社の資金繰りは改善するどころか悪化の一途を辿りました。

以上のような経過により、当社がこのまま自力で事業継続した場合、その資金繰りが破綻することは必至な状況となりました。また、仮に現状を放置して資金繰りの破綻が現実化した場合、当社の企業価値は著しく毀損し、スポンサーによる資金提供等の途も事実上絶たれ、債権者の皆様を始めとする関係各位に対してより多大なご迷惑をお掛けすることが想定されました。そのため当社は、やむを得ず、会社更生法の手続に従って抜本的な財務及び事業の再構築を行うことによって会社再建を目指すこととし、本日申立てを行うに至りました。

2. 負債総額（平成 22 年 6 月 30 日現在 貸借対照表）

433,608 百万円（なお、会社更生手続において、今後増加する可能性があります。）

3. 今後の見通し

今後につきましては、東京地方裁判所の指導監督の下、調査委員須藤英章弁護士による調査に協力しながら、スポンサーの選定及びその支援も視野に入れて事業の再建を目指し、債権者の皆様に対して少しでも多くの弁済額を確保できるよう、全社一丸となって取り組んで参る所存でございます。

4. 証券取引所等の上場規程に規定する再建計画等の審査に係る申請の有無

東京証券取引所有価証券上場規程第 605 条第 1 項に規定された再建計画等の審査に係る申請は行わない予定です。

(ご参考) 会社更生手続開始申立ての概要及び当社の現況

1. 申立ての概要

(1) 申 立 日	平成 22 年 9 月 28 日
(2) 保 全 管 理 命 令	同日
(3) 包 括 的 禁 止 命 令	同日
(4) 調 査 命 令	同日
(5) 保 全 処 分 命 令	同日
(6) 管 轄 裁 判 所	東京地方裁判所
(7) 事 件 名	平成 22 年 (三) 第 12 号 会社更生手続開始申立事件
(8) 申 立 代 理 人	<p>L M法律事務所</p> <p>弁護士 小 畑 英 一</p> <p>同 植 村 京 子</p> <p>同 本 山 正 人</p> <p>同 柴 田 祐 之</p> <p>同 島 田 敏 雄</p> <p>同 倉 橋 博 文</p> <p>同 本 多 一 成</p> <p>同 上 野 尚 文</p> <p>服部明人法律事務所</p> <p>同 服 部 明 人</p> <p>同 内 田 昌 彦</p> <p>岡崎・大橋・前田法律事務所</p> <p>同 渡 邊 賢 作</p> <p>高田法律事務所</p> <p>同 高 田 千 早</p> <p>森法律事務所</p> <p>同 森 拓 也</p> <p>同 山 本 幸 治</p> <p>T M I 総合法律事務所</p> <p>同 高 野 大 滋 郎</p>
(9) 調 査 委 員	弁護士 須 藤 英 章
(10) 保 全 管 理 人	弁護士 小 畑 英 一

2. 当社の現況

(1) 商号	株式会社武富士		
(2) 本店所在地	東京都新宿区西新宿八丁目 15 番 1 号		
(3) 役員 の 状 況	代表取締役社長	吉 田 純 一	
	取締役兼執行役員	穴 戸 智	
	取締役兼執行役員	山 本 幹 郎	
	取締役兼執行役員	佐 藤 重 朗	
	取締役兼執行役員	板 井 健 太 郎	
	取締役兼執行役員	細 井 博 文	
	取締役 (社 外)	西 川 敏 明	
	常勤監査役	平 井 弘	
	常勤監査役	笠 井 武 史	
	監査役 (社 外)	小 倉 良 弘	
	監査役 (社 外)	森 谷 伊 三 男	
(4) 事業内容	消費者金融業		
(5) 資本金	30,478 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	昭和 26 年 3 月 14 日		
(7) 大株主及び持株比率 (平成 22 年 3 月 31 日現在)	株式会社大央	7,746 千株	5.37%
	丸武産業有限会社	7,459 千株	5.17%
	武 井 健 晃	6,941 千株	4.81%
	日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	5,796 千株	4.02%
	武 井 博 子	4,927 千株	3.41%
	武 井 俊 樹	4,866 千株	3.37%
	ノーザントラストカン パニー(エイブイエフシ ー)サブアカウントアメ リカンクライアント(常 任代理人 香港上海銀 行東京支店)	4,826 千株	3.34%

	ザバンクオブニューヨ ーク - ジャスディック トリーティーアカウ ント(常任代理人 株式会 社みずほコーポレート 銀行決済営業部)	2,698 千株	1.87%
	ザバンクオブニューヨ ークトリーティージャ スデックアカウント(常 任代理人 株式会社三 菱東京UFJ銀行)	1,952 千株	1.35%
	有限会社ブルジャンプ	1,827 千株	1.27%
(8) 株 主 総 数	60,872 名 (平成 22 年 3 月 31 日現在)		
(9) 株 式 の 状 況	発行済株式総数 普通株式:144,295,200 株(平成 22 年 6 月 30 日現在)		
(10) 従 業 員 数	2,009 名 (平成 22 年 6 月 30 日現在)		
(11) 労 働 組 合	なし		
(12) 負 債 総 額	433,608 百万円 (平成 22 年 6 月 30 日現在)		
(13) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)			
決 算 期	平成 20 年 3 月期	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期
純 資 産	428,897 百万円	144,659 百万円	148,687 百万円
総 資 産	1,410,576 百万円	977,092 百万円	712,571 百万円
1 株 当 た り 純 資 産	3,115.59 円	1,071.14 円	1,100.54 円
営 業 収 益	269,452 百万円	185,443 百万円	119,403 百万円
営 業 利 益	43,741 百万円	211,611 百万円	32,388 百万円
経 常 利 益	40,666 百万円	215,740 百万円	32,295 百万円
当 期 純 利 益	13,064 百万円	256,933 百万円	7,595 百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	93.20 円	1,885.90 円	56.29 円

3.債権者説明会の予定

当社は、主に債権者の皆様を対象として、本件会社更生手続開始の申立てに至った事情、現在の当社の状況、今後の再建の見通し等についてご説明いたしたく、下記のとおり債権者説明会を開催することを予定しております。

大阪会場

1. 開催日時：平成22年10月5日（火）午後1時30分から午後3時00分（開場 午後1時00分）
2. 開催場所：エル・おおさか
〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-14

東京会場

1. 開催日時：平成22年10月6日（水）午後1時30分から午後3時00分（開場 午後1時00分）
2. 開催場所：日本青年館
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町7-1

債権者説明会の詳細につきましては、当社ホームページ（<http://www.takefuji.co.jp>）をご参照下さい。

以 上